

**和歌山県監査公表第17号**

令和4年5月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 谷 洋 一  
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

- 1 包括外部監査の特定事件  
 県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>第4 監査の結果及び意見（各論）</p> <p><b>【2】 労務管理、働き方改革及び業務効率化</b></p> <p>4. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について</p> <p><b>【意見② P53】</b></p> <p>教育委員会が実施している教員の勤務時間実態把握調査は、一定の期間内（約1か月程度）の連続する7日間の平日を調査期間としている。そのため、調査期間によっては、体育祭や文化祭等のイベントがある時期や、部活動の大会が集中する時期であれば、それらに関連する勤務時間が多くなることもあり、偏りが生じることになる。</p> <p>働き方改革を推進していくために、教員の勤務時間を把握すること、その勤務時間でどのような業務を行ったかを可視化することは重要なことであり、当該調査はその一環をなしていると考えられるが、調査期間が偏っているために本来把握されるべき勤務実態が適切に把握できないと考えられる。</p> <p>県によると、教員の勤務実態の入力事務に係る負担を極力軽減するために調査期間が短くなっているとのことであるが、当該調査を実施する目的を達成できる結果が得られるかどうかは、検討の余地があると考えられる。</p> <p>また、働き方改革をより効果のあるものにするために、ICTの活用が考えられる。例えば、RPAの導入によって、反復継続的な単純作業（例えば、システムへのテストの採点結果の入力業務等）をロボットに代替させることができる時間を調査することは、働き方改革を進めるための検討材料になると考えられる。このように、ICTの活用によって働き方改革に大きく貢献する可能性のある業務時間を調査することも重要であると考え</p>	<p>県立学校においては、校務支援システムにより教員の出退勤時刻を把握している。加えて、11月7日～11月14日（本期間に勤務時間が偏っている場合は11月14日～20日）の7日間で、「教員の勤務時間実態把握調査」を実施し、時間外の業務内容についても把握した。</p> <p>また、総括安全衛生委員会において、ICTの活用状況と活用による効果や縮減可能な用務を把握するためのアンケート項目を検討するとともに、本年度、県立学校の教職員を対象にアンケートを行った。</p>

られるため、そのような業務区分を追加することも検討の余地があると考えられる。

#### 【4】学校評価

##### 4. 監査の結果及び意見

(2) 学校評価に関する教育委員会の役割について

③学校評価に関する手引きの整備について

##### 【意見⑧ P65】

学校評価に関して、設置者として直接的な監督責任を負う対象は、報告書の提出を受ける学校であり、県にとっては県立学校が対象である。その観点からすれば、県立学校以外の学校評価に関して、県は何ら責任を負うものではないと言えるが、県立学校以外の、とりわけ小中学校が設定すべき学校教育目標は、県が策定した教育振興基本計画を踏まえて設定されるべきものとなっていることに鑑みると、県立学校以外に対しても何らかの監督責任はあるものとするのが妥当である。

県の教育振興基本計画では「未来を拓くひとを育む和歌山」という県の教育分野における将来像の実現に向けて、教育分野全般にわたって取組方針や目標が掲げられているが、第三者的に見て、小中高のどの学校に関わる取組方針や目標であるかが判然としないものがある。

義務教育としての基礎教育の場として一定程度の画一性・均一性を有する小学校・中学校と、中学校教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育や専門教育を施す場である高等学校では、学校教育目標に質的な違いが求められるものとする。GLでも、高等学校の学校運営の骨格は、小中学校と共通する面が多いとしながらも、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態があり、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる、とされている。

現在のところ、県からは、各学校が学校評価を実施するに当たって、教育振興基本計画を踏まえ、どのように学校教育目標（あるいは中長期的な学校経営の方針）に落とし込むかについて、文部科学省から示されているGLと、県立学校には学校評価実施要項があるのみであり、手引きといった形で具体的には示されていない。また、県立学校が実施している学校評価では、目標設定は基本的に学校に任されている。

県の教育振興基本計画における取組方針や目標は県教育委員会が主導して策定するものであり、どの学校にどういった取組を促し、教育振興基本計画の達成に資する学校評価として、より一層有意義なものにするためにも、各学校の助けとなるような、県としての学校評価に関する手引きを整

次期教育振興基本計画の策定に伴い、「学校教育指導の方針と重点」は「和歌山県の教育の要点」に名称を改め、重点的に取り組む事項に、必要に応じて「小学校」又は「中学校」など対象となる校種等を付記し、読み手にわかりやすい表記とした。

備することを求めたい。

なお、学校評価に関する手引きは、学校教育の段階（校種）を考慮して、小中学校と高等学校とは別に作成することが望ましく、その場合、それぞれの設置主体が作成することが適切であると考えられる。すなわち、高等学校（県立学校）については県が作成する方向で進め、小中学校については県が一定の監督責任を果たす形で、県が定めた手引きを参考に各自治体（市町村）が作成するよう促すことが適切であると考えられる。

また、県が示す方向性を、教育振興基本計画の項目に従い、学校・教職員に示し共有する手段として、県は年度ごとに「学校教育指導の方針と重点」を各学校の教職員に配付しており、これが、各学校等が学校評価における当該年度の重点目標を設定する際の参考となっている。この「学校教育指導の方針と重点」は、教育振興基本計画から学校に関するものを抜粋し、学校・教職員のその年度の実績に落とし込んだものである。過去からの改善・改良の変遷の中で、現在の形となっており、教育に携わる教職員が読めば、具体までイメージして読むことはできるとのことであるが、学校評価への活用という観点で、どの校種の取組として留意すべきものであるかがわかるように工夫することが望まれる。

④各学校の中長期的な取組への学校評価の活用について

【意見⑨ P66】

上述の①で述べた学校評価を PDCA サイクルにより持続的に進めていくためには、教育振興基本計画だけでなく、各学校の中長期計画も必要となるが、現在のところ、県ではそうした各学校の中長期計画は策定されていない。

令和 3 年 3 月 31 日に学校教育法施行規則が改正され、「スクール・ミッション」（各高校に期待される社会的役割）の再定義と、「スクール・ポリシー」（①育成を目指す資質・能力→②教育課程の編成・実施→③入学者の受入れに関する三つの方針）の策定・公表が求められることになった。高等学校教育の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保することを目的としたものであり、学校の設置者がスクール・ミッションを再定義し、その再定義されたミッションをもとに、各学校で三つのポリシーを策定することとなっている。

県は、目下、令和 2 年 8 月に答申『これからの県立高等学校の在り方について』を受けて、県立高等学校の再編と今後の在り方を取りまとめ、具

次期教育振興基本計画において、「学校評価」を中心とした PDCA サイクルについて記載した。

体的な施策を立案している過程にあるが、各学校に期待される社会的役割（スクール・ミッション）の再定義とスクール・ポリシーの策定についても、その取りまとめと同時並行的に進められており、当該改正が施行される令和4年4月に公表の予定となっている。

各学校にどのような社会的役割が期待され、どのようなスクール・ポリシーが策定されているかは現時点では明らかでないが、現行の教育振興基本計画は令和4年度が最終年度となっていることを踏まえ、スクール・ミッションの達成に向けて、スクール・ポリシーと学校評価における重点目標や評価項目を関連させる仕組みを構築し、令和5年度に始まる次期の教育振興基本計画における期間で実践していくことが望まれる。

#### ⑦第三者評価の実施について

##### 【意見⑩ P68】

GLに示されているとおり、学校評価には、自己評価、学校関係者評価、第三者評価がある。このうち、自己評価と学校関係者評価は、法令上の義務付けとなっているが、第三者評価は法令上の義務付けがなく、学校とその設置者が必要と認めて実施するものとなっている。

GLにおいて、第三者評価の趣旨は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することにあるとされている。その趣旨に沿って、実際に第三者評価を率先して実施している県もある。

既述したように、今後、県立高等学校の再編、各学校のミッションの再定義、ポリシーの策定が進められることにより、県立学校の運営（学校改革）は新たなステージに進むこととなる。新たなステージでは、再定義されたスクール・ミッションの実現に向けて持続的な取組を進め、学校としての特色を形成・確立していくことになるため、PDCAサイクルによる学校マネジメントが一層重要となる。その学校マネジメントが適切に進捗しているかどうかを評価する手法として、第三者評価の実施が有用であると考えられる。

高等学校の再編整備基本方針と今後の在り方の取りまとめは、目下の第3期教育振興基本計画での「信頼される質の高い教育環境づくり」における最重要テーマの一つであると認識されることである。その基本方針に基づいて各学校がスクール・ミッションの実現に向けた具体的取組を進め、それぞれの特色を形成・確立していく礎を築くことが、次期教育振興基本計画で目指すところ

各学校は、「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針」をスクール・ミッションに位置づけ、特色化・魅力化を進めていくことにしている。各学校が定めるスクール・ポリシーや学校評価における重点目標等の実現に向けた具体的な取組については、学校運営協議会において、協議したり、評価部会において、評価を受けることとする。第三者評価の実施については、本県が全国に先駆けて全校で導入しているコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員の外部有識者から、学校の取組について専門的観点から客観的な評価を受けることとした。今後、当該評価方式が十分に機能しなかった場合に、第四期教育振興基本計画の終期において第三者評価の実施を検討することとした。

になるものとする。そのような各学校の取組を客観的に評価し、スクール・ミッションの実現という目標に向けて改善を促す持続的な仕組みを構築することが望まれるところであり、その一環として、第三者評価の実施を見据えるべきである。遅くとも、次期教育振興基本計画期間の終期での第三者評価の実施を見据え、それに向けて計画的に検討・準備を進めることを求めたい。

【6】物品及び備品管理（含：図書、薬品）

4. 監査の結果及び意見

(4) 設備の更新について

【意見⑮ P77】

和歌山工業高等学校において、授業に使用する機械や工具が古く、旧式のものが見られた。

古い設備は、現在の安全基準に照らせば、基準を満たさないものがある。また、工業高校など、就業につながる専門性を学ぶ学校においては、古い設備で学んでも、就職した会社の設備に対応できない可能性もある。時代の進展に即した設備や環境を整備し、生徒の将来のために必要な設備については、適切に更新することが望ましい。

【7】情報管理

4. 監査の結果及び意見

(1) 各学校のホームページ運営支援について

【意見⑯ P80】

国（文部科学省）が進めている「教育の情報化」とは、

- ① 情報活用能力を育成する情報教育
- ② ICTを活用した教科指導

ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）

③ 校務の情報化

を通して教育の質向上を目指すものであり、県は、教育振興基本計画の基本的方向 2「信頼される質の高い教育環境づくり」の柱として「教育の情報化の推進」を掲げている。そして、全高校をネットワークで網羅した校務支援システムを全国的にも先駆けて導入・運営し、さらに GIGA スクール構想の対象ではない高校にも 1 人 1 台タブレット端末を導入するなど、和歌山県の学校教育における情報化は、ハード面において進んでいると評価する。また、ソフト面では、Teams の活用方法やオンライン授業に関する資料・動画、トラブルや疑問等を共有できる環境を整え、教員個々の能力向上を支援しているところである。

ICT 教育に関しては、メリット・デメリットがあるものの、その効果は機器・環境の整備以上に、教育現場において ICT をどのように利活用するかにかかっている。これは、ICT 機器や教材を

令和 5 年度当初予算において、設備更新に必要な予算措置を行った。今後も各学校で実施する実習等に必要となる設備について、学校のニーズの把握に努め、時代の進展に即した教育環境の整備を行っていく。

各学校のホームページの運営について、各学校の特色や独自性を生かした、効果的な情報発信が行えるよう、ホームページの作成技術及び ICT に係る知識・スキルの向上のための研修を実施した。

活用する教職員に、ノウハウの習得と ICT リテラシーを身につけることが求められることを示唆しており、それは多くの教職員にとって負担になることが懸念される。

一方、校務の情報化という観点から学校運営を捉えたと、今後、各学校がスクール・ポリシーのもとそれぞれの特色を形成・確立していく上で、各学校の取組状況等を生徒保護者や地域住民に知ってもらうこと、客観的に見てもらうことが肝要であると考え。そのための手段として、ホームページを利用した情報発信が有用である。

現在のところ、各学校のホームページの運営は、基本的に各学校に任されているため、ホームページの作成やコンテンツの掲載を誰が担うかについても各学校の判断となっている。そのため、訪問した学校での質問や何校かのホームページの閲覧を通じて、そうした知識やスキルを持った教職員がいるかないか、その教職員がどの程度の知識・スキルを持っているかによって、ホームページの利用・充実の度合に差があるように見受けられた。

教育の情報化を推進するには、働き方改革を念頭に教職員の業務負荷軽減についても考慮することが必要である。実際の授業等での利活用に関しては、それぞれの教科や指導内容のために教員個人の努力や創意工夫によらざるを得ないところがあり、ICT リテラシーに係る負担は教員の本務として避けられないが、ホームページを利用した学校からの情報発信は教員でなくとも担当できることであり、教員の負担軽減の観点から何らかの対策を講じる余地があるものと考え。特に、今後、県立学校のあり方が注目される環境にあることを鑑みると、発信する情報の内容や質、閲覧のし易さなどが問われると考える。

そのため、ホームページの運営に関して、具体的なコンテンツやデザイン等は各学校に任せるとしても、掲載すべき基本的な事項や掲載方法に関する基本的なフレームについては、県が一定の方針ないしルールを示すとともに、各学校に対する支援策を県が率先して講じることが望まれる。

また、教職員の知識・スキルの向上支援についても、現在は資料や事例等の共有が中心であるが、教職員それぞれのレベルに応じた研修プログラムの提供や外部講習受講の補助など、実用的な知識・スキルの習得を後押しする積極的な支援が望まれる。